

事業報告関係

派遣元事業主は、労働者派遣事業を行う事業所ごとの労働者派遣事業報告書を作成し、事業主管轄労働局を経て、厚生労働大臣あてに提出しなければなりません。(労働者派遣法第23条)

★ 労働者派遣事業の実績がなかった場合にも提出の義務があります。

提出先 派遣元事業主(本社)を管轄する労働局

I 労働者派遣事業報告書(年度報告及び6月1日現在の状況報告)

[様式第11号 1面～9面]

(※労働者派遣事業を行う事業所ごとに作成)

提出部数

原本	コピー
1	2

提出期限 毎年6月30日

添付書類 以下該当する場合は提出要(①③④の様式は茨城労働局ホームページよりダウンロードできます。)

①様式第11号(第9面)3 派遣労働者の雇用保険及び社会保険未加入者がいる場合

・別紙「雇用保険及び社会保険の派遣労働者への適用状況」

②労使協定方式を選択している派遣元事業主

・労使協定(写し2部)の添付

・労使協定で引用している就業規則等該当部分(写し2部)

③令和3年度の労使協定を例外的取扱いにより締結した派遣元事業主

・例外的取扱いによる事業報告の別紙様式

④労使協定有効期間中に一般賃金の額が変更された場合

・協定対象派遣労働者の賃金の額に関する確認書

II 労働者派遣事業収支決算書

[様式第12号]

(※もしくは当該事業年度に係る「貸借対照表及び損益計算書」)

提出部数

原本	コピー
1	2

提出期限 事業年度終了後 3 か月以内

添付書類 ※貸借対照表及び損益計算書を提出する場合は、様式第12号を通知文(表紙)として添付してください。(その際は6欄・7欄の記載は不要です。)

III 関係派遣先派遣割合報告書

[様式第12号-2]

(※事業所ごとではなく、事業主単位で作成)

提出部数

原本	コピー
1	2

提出期限 事業年度終了後 3 か月以内

関係派遣先とは・・・

【連結決算導入「有」の場合】

・派遣元事業主を連結子会社とする者(いわゆる親会社)

・派遣元事業主を連結子会社とする者の連結子会社(いわゆる親会社の連結子会社)

【連結決算導入「無」の場合】

・派遣元事業主への議決権の過半数を所有するか、出資金の過半数を出資している者又は派遣元事業主事業の方針の決定に関してこれらと同等以上の支配力を有する者

添付書類 連結決算導入「無」の場合で、親会社等及び親会社等の子会社等がある場合は該当する会社の名称等を記載した書類を添付してください。

(該当する会社の名称、住所、連絡先等が記載された一覧表、ホームページを作成されている場合は掲載されている企業概要等)

該当する会社がない場合は下方空欄に「親会社等無し」と記入してください。

※様式は、茨城労働局ホームページよりダウンロードすることができます。